

仙台市悪臭対策指導要綱

(平成2年2月19日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、宮城県公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）及び宮城県悪臭公害防止対策要綱（昭和53年4月1日施行）に定めるもののほか、工場又は事業場（以下「工場等」という。）から発生する悪臭により、周辺住民の生活環境が阻害されることを防止するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「悪臭」とは、市民の生活環境を損なうおそれのある不快な臭いをいう。

(指導対象)

第3条 この要綱による指導対象は、事業活動に伴い悪臭を排出することにより生活環境を阻害するおそれがある工場等とする。

(適用地域)

第4条 この要綱の適用地域は、仙台市全域とする。

(指導基準)

第5条 この要綱による指導基準は、次のとおりとする。

(1) 敷地境界線における基準

臭気濃度 10

(2) 排出口における基準

	排出口の区分	基準 (臭気濃度)
1	高さが5m以上15m未満でかつ排出ガス量が300Nm ³ /分以上のもの	300
2	1以外の高さが5m以上30m未満のもの	600
3	高さ30m以上50m未満のもの	1,000
4	高さが50m以上のもの	2,000

注：臭気濃度とは、臭気のある空気は無臭の空気中、臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

(測定方法)

第6条 この要綱における悪臭の測定は、官能試験法の中の三点比較式臭袋法（昭和53年3月環境庁）に準じて行うものとする。

(事業者の責務)

第7条 工場等を設置している者は、当該工場等から発生する悪臭を防止するために必要な措置を講ずるとともに、第5条に定める指導基準を遵守するように努めなければならない。

ない。

(指 導)

第8条 市長は発生する悪臭が、第5条に定める指導基準に適合しないことにより住民の生活環境が損なわれていると認める場合は、当該工場等を設置している者に対し、悪臭の排出を防止するために必要な措置をとるべきことを指導することができる。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日より施行する。